

平成28年第3回廿日市市議会（第2回定例会）条例案新旧対照表

議案第71号	廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例	1
議案第72号	廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3
議案第73号	廿日市市議會議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例 等の一部を改正する条例	9

廿日市市

廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市留守家庭児童会条例（平成14年条例第17号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(利用の承認等)	(利用の承認等)
第5条 <u>通常の利用時間として規則で定める時間において、児童会事業を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより市長に利用の申込みを行い、その承認を受けなければならぬ。</u>	児童会事業を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより市長に利用の申込みを行い、その承認を受けなければならぬ。
2 <u>前項に規定する時間を超えて規則で定める時間において、児童会事業を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより市長に利用の申込みを行い、その承認を受けなければならぬ。</u>	(新設)
3 (略)	2 (略)
(利用料の納付等)	(利用料の納付等)
第6条 <u>前条第1項の規定により利用の承認を受けた保護者は、児童1人につき月額3,000円(同一世帯に属する2人以上の児童が利用する場合における2人目以上の児童の利用料の額については、1人につき月額1,500円)の利用料を、市長が指定する日までに納付しなければならぬ。</u>	児童会事業を利用する児童の保護者は、児童1人につき月額3,000円(同一世帯に属する2人以上の児童が利用する場合における2人目以上の児童の利用料の額については、1人につき月額1,500円)の利用料を、市長が指定する日までに納付しなければならぬ。
2 <u>前条第2項の規定により利用の承認を受けた保護者は、児童1人につき月額600円の延長利用料を、市長が指定する日までに納付しなければならぬ。</u>	(新設)
3 <u>既納の利用料及び延長利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるとときは、この限りでない。</u>	既納の利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるとときは、この限りでない。
4 <u>市長は、当該保護者の経済的事情その他の特別の理由により必要があると認めるときは、第1項に規定する利用料又は第2項に規定する延長利用料の全部又は一部を減免することができる。</u>	市長は、当該保護者の経済的事情その他の特別の理由により必要があると認めるときは、第1項に規定する利用料の全部又は一部を減免することができる。
(削る)	4 <u>第1項に規定する利用料には、第4条に規定する活動に必要な経費として現に要する実費は、含まれるものとする。</u>
5 <u>前条第1項又は第2項の規定により利用の承認を受けた保護者は、第4条に規定する活動に必要な経費として現に要する経費を負担しなければならない。</u>	(新設)
(利用の取消し等)	(利用の取消し等)
第7条 <u>市長は、第5条第1項又は第2項の規定により承認を受けた保護者又は当該承認に係る児童が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定</u>	市長は、第5条第1項の規定により承認を受けた保護者又は当該承認に係る児童が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定

改正後	改正前
による利用の承認を取り消し、又は利用を一時停止することができる。 (1)～(3) (略)	による利用の承認を取り消し、又は利用を一時停止することができる。 (1)～(3) (略)

議案第72号

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)

(下線の部分は改正部分)

改正後			改正前		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
(設備の基準)			(設備の基準)		
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段		避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外

改正後			改正前		
		傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段			傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>	4階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>		避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ～ク (略)

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ウ～ク (略)

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

改正後			改正前		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
ア (略)			ア (略)		
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。			イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。		
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室 (階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備 (同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた

改正後		改正前	
	<p>る。) を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</u></p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>		<p>構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。) を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)</u></p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
ウ～ク (略)		ウ～ク (略)	
附 則		附 則	
第1条～第5条 (略)		第1条～第5条 (略)	
(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に関する特例)		(新設)	
第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができます。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。		(新設)	
第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を保育士とみなすことができる。		(新設)	
第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等		(新設)	

改正後	改正前
<p><u>の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。</u></p> <p><u>第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）は、前2条の規定の適用がないものとして第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定した数の3分の2以上の数を置かなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>

議案第73号

廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成5年条例第1号）【第1条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 廿日市市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日ににおいて一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>3万5,860円</u>を超える場合には、<u>3万5,860円</u>）の合計金額</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約（以下「自動車借り入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日ににおいて自動車借り入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 廿日市市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日ににおいて一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>3万5,150円</u>を超える場合には、<u>3万5,150円</u>）の合計金額</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約（以下「自動車借り入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日ににおいて自動車借り入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万5,300円</u>を超える場合には、<u>1万5,300円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の</p>

改正後	改正前
<p>代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。第6条において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p>	<p>代金と合算して、<u>7,350円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。第6条において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p>
<p>ウ（略） (公費負担の限度額)</p>	<p>ウ（略） (公費負担の限度額)</p>
<p>第6条 第2条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>3万5,860円</u>に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。</p>	<p>第6条 第2条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>3万5,150円</u>に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。</p>

○廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第2号）【第2条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 廿日市市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に廿日市市議会議員の選挙又は廿日市市長の選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>15万5,250円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 廿日市市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>510円48銭</u>に廿日市市議会議員の選挙又は廿日市市長の選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>15万937円50銭</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>

○廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年条例第22号）【第3条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第2条 廿日市市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により廿日市市に帰属することとならない場合に限る。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第2条 廿日市市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、<u>7円30銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により廿日市市に帰属することとならない場合に限る。</p>
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 廿日市市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 廿日市市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円30銭</u>を超える場合には、<u>7円30銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>

